

新	旧	備考
<p>中小企業・農林水産業輸出代金保険運用規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00048 沿革 (略)</p> <p><u>令和3年12月20日 一部改正</u></p> <p>第1章 定義 (第1条 - 第8条) 第2章 個別保証枠 (第9条 - 第14条) 第3章 保険料率算定 (第15条) 第4章 保険の申込 (第16条 - 第18条) 第5章 保険料 (第19条 - 第20条) 第6章 保険金の支払等 (第21条) 第7章 輸出契約の内容の変更等 (第22条 - 第23条) 第8章 雑則 (第24条)</p>	<p>中小企業・農林水産業輸出代金保険運用規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00048 沿革 (略)</p> <p>第1章 定義 (第1条 - 第8条) 第2章 個別保証枠 (第9条 - 第14条) 第3章 保険料率算定 (第15条) 第4章 保険の申込 (第16条 - 第18条) 第5章 保険料 (第19条 - 第20条) 第6章 保険金の支払等 (第21条) 第7章 輸出契約の内容の変更等 (第22条 - 第23条) 第8章 雑則 (第24条)</p>	
<p>第1章～第3章 (略)</p>	<p>第1章～第3章 (略)</p>	
<p>第4章 保険の申込み (対象輸出契約)</p> <p>第16条 約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号をすべて満たすものとする。 一～八 (略)</p> <p><u>九 石炭火力発電において用いられる貨物に係る輸出契約ではないもの</u> の 2～6 (略)</p>	<p>第4章 保険の申込み (対象輸出契約)</p> <p>第16条 約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号をすべて満たすものとする。 一～八 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	
<p>第17条～第18条 (略)</p>	<p>第17条～第18条 (略)</p>	
<p>第5章～第8章 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和4年1月1日から実施する。</u></p>	<p>第5章～第8章 (略)</p>	